兵庫県職員互助会

団体総合生活保険

幹事引受保険会社：東京海上日動火災保険（株）

事務取扱要領

令和6年度

一般財団法人 兵庫県職員互助会

目次

■令和６年度兵庫県職員互助会　団体総合生活保険　事務取扱要領　Ｐ２

1　年間の流れ（予定）
2　加入申込者及び被保険者
3　保険期間中途での加入及び脱退
4　退職時の手続き
5　保険料の徴収
6　加入者票の交付
7　保険金請求と保険金支払い
8　事故発生からお支払いまでの流れ
9　賠償責任事故発生からお支払いまでの流れ

■Ⅰ　職員互助会団体総合生活保険（傷害補償）取扱要領　Ｐ７

1　保険期間
2　保険金額及び保険料
3　保険加入及び更新停止の取扱い
4　保険金の支払い
5　事故通知
6　保険金請求方法
7　保険金が支払われない主な場合

■Ⅱ　職員互助会団体総合生活保険
（個人賠償責任補償、携行品補償、ホールインワン・アルバトロス費用補償）取扱要領　Ｐ１２

1　保険期間
2　保険金額及び保険料
3　保険加入及び更新停止の取扱い
4　保険金の支払い
5　事故通知
6　保険金請求方法
7　保険金が支払われない主な場合

■Ⅲ　職員互助会団体総合生活保険（医療補償）取扱要領　Ｐ１９

1　保険期間
2　保険金額及び保険料
3　保険加入及び更新停止の取扱い
4　保険金の支払い
5　事故通知
6　保険金請求方法
7　保険金が支払われない主な場合

■Ⅳ　職員互助会団体総合生活保険（がん補償）取扱要領　Ｐ２５

1　保険期間
2　保険金額及び保険料
3　保険加入及び更新停止の取扱い
4　保険金の支払い
5　事故通知
6　保険金請求方法

■Ⅴ　職員互助会団体総合生活保険（介護補償）取扱要領　Ｐ３０

1　保険期間
2　保険金額及び保険料
3　保険加入及び更新停止の取扱い
4　保険金の支払い
5　事故通知
6　保険金請求方法
7　保険金が支払われない主な場合

■各種書類（別表１・２、様式１号～様式３号）　Ｐ３５

■退職特別会員「団体総合生活保険」制度　Ｐ４２

令和6年度兵庫県職員互助会　団体総合生活保険　事務取扱要領

1　年間の流れ（予定）

保険期間は毎年8月１日午後4時から翌年の午後4時までの1年間です。

	項目	各所属	職員互助会	互助サービス
４月				
５月	フレッシャーズセミナー	募集資料配付	フレッシャーズセミナー 書面配付	
６月	申込締切			照会対応
７月	加入者票	加入者票配付		
８月	補償開始（更新）			
９月				
１０月	年末調整	年末調整関係事務	年末調整資料送付	
１１月				
１２月				
１月				
２月		退職者に係る事務 （退職時連絡票の提出等）	退職後の手続等通知	
３月				

2　加入申込者及び被保険者

	加入申込者	被保険者			
		会員本人	配偶者*3	子供、両親、兄弟姉妹	会員の同居の親族*4
傷害補償	会員 （退職後、退職者制度に加入いただくと、その後８９歳まで継続可能）	○	○	○	○
個人賠償責任補償		○	被保険者本人として加入できる方と補償の対象となる方※は相違します。		
携行品補償		○			
ホールインワン・アルバトロス費用補償		○			
医療補償・がん補償・介護補償 *1		○	○	○	○

※補償の対象となる方
個人賠償責任補償*2・携行品補償：会員本人及びその配偶者*3、会員本人またはその配偶者*3の同居の親族*4、会員本人またはその配偶者*3の別居の未婚*5の子
ホールインワン・アルバトロス費用補償：会員のみ

*1 配偶者*3、子ども、両親、兄弟姉妹および会員と同居の親族*4の方も加入ができます。ただし、保険期間開始時点で満5歳以上満84歳以下の方に限ります。次年度更新する場合は、更新時の被保険者年齢が満89歳以下とします。
*2 個人賠償責任において、ご本人が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。）。
*3 配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。
①婚姻意思（戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。）を有すること
②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
*4 ６親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。（別表1参照）*5 これまでに婚姻歴がないことをいいます。

3　保険期間中途での加入及び脱退

(1) 中途加入

保険期間中途での加入はできません。

(2) 中途脱退

① 本保険の加入者は、保険期間中途でこの保険を脱退することはできません。

② 被保険者である会員の家族が死亡した場合と離婚した場合は、当該家族は中途脱退となりますので「団体総合生活保険脱退届（中途脱退）（様式1号）」（P．39）を職員互助会にご提出ください。

4　退職時の手続き

ご退職後も満期（令和7年8月1日午後4時）までご契約を継続いただくこととなります。ついては、退職日の10日前までに「団体総合生活保険退職時連絡票（様式2号）」（P.40）（以下「退職時連絡票」と表記）をご記入のうえ、（一財）兵庫県職員互助会福利厚生課にご提出ください。

また、退職月の翌々月に（有）兵庫県職員互助サービスからご退職されたご加入者様へ、ご退職後～保険期間満了（令和7年8月1日）までの保険料をお振込みいただく請求書を送付させていただきますので、保険料をお振込みください。（振込締切：ご退職月の3か月後の15日）

「退職時連絡票」の記入等については、次のとおりお手続ください。

(1) 保険期間満了である令和7年8月1日までの残月分保険料請求書を送付いたしますので、送付先をご記入ください。

(2) 退職後も「退職者団体総合生活保険制度への移行を希望する」場合

退職時連絡票の「2」の「互助会退職特別会員に入会し、「退職者団体総合生活保険制度」への移行を希望する」に☑をお付けください。

なお、退職者制度へ移行を希望される方は別途お申込手続きが必要となりますので、加入依頼書を（有）兵庫県職員互助サービスから送付します。

また、保険料引落し口座はWEBで登録となります。ご契約確定後、口座登録書類を送付します。

(2)「保険期間満了(令和7年8月1日)までの加入のみ希望する」場合

退職時連絡票の「2」の「保険期間満了である令和7年8月1日で終了する」に☑をお付けください。

※原則として、保険期間満了まではご加入いただく制度となっておりますが、特別な事情により退職と同時に脱退をご希望の場合は(有)兵庫県職員互助サービスまでご連絡ください。脱退に必要な手続書類一式を送付させていただきますので、期日までに必ずご返送ください。

なお、ご返送がなかった場合は保険期間満了までの保険料をお支払いいただき令和7年8月1日までご加入いただくこととなります。

5　保険料の徴収

保険料の徴収は、毎年8月分給与から開始し、翌年7月分給与にて終了いたします。

6　加入者票の交付

加入者には、加入内容を記載した団体保険加入者票を交付しますので、大切に保管していただくよう会員への周知方、よろしくお願いします。

7　保険金請求と保険金支払い(※下記は一般的な事例です。)

(1)事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに下記にご連絡ください。

連絡先　**事故受付センター(東京海上日動安心110番)　℡0120−720−110**

(受付時間:24時間365日)

(2)保険会社より保険金請求に必要な書類が送付されます。

(3)保険金請求書類等を保険会社が受領後、保険金のお支払手続きとなります。

8　事故発生からお支払いまでの流れ

下記はあくまでも一般的なパターンであり、事故の形態・状況、ご契約内容により異なることがございます。

ご加入者	東京海上日動

事故発生

▼

事故のご連絡（0120-720-110）

▼

初期対応（お客様へのご説明）

お支払いできる保険金のご確認・ご案内
保険金請求に必要な書類のご案内、ご送付

▼

保険金請求書類受領
治療状況等の確認

▼

保険金のお支払

9　賠償責任事故発生からお支払いまでの流れ

下記はあくまでも一般的なパターンです。事故の形態・状況、ご契約内容により異なることがございます。

Ⅰ　職員互助会団体総合生活保険（傷害補償）取扱要領

1　保険期間

保険期間は、令和６年８月１日午後４時から令和７年８月１日午後４時までの１年間とし、次年度以降は、原則として自動更新とします。

2　保険金額及び保険料

区　分	保険金額	保険料
死　　亡	1,540,000 円	月　額 720 円
後遺障害	61,600～1,540,000 円	
入院（1日当たり）	日額　2,300 円	
通院（1日当たり）	日額　1,500 円	
手　　術	入院保険金日額の 10 倍（入院中の手術） または 5 倍（入院中以外の手術） ※傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。	
天災危険	セット	
特定感染症	セット（死亡保険金、手術保険金は対象外となります。）	
熱中症	セット	

※加入口数が２口であれば保険金額、保険料とも２倍となります。

※加入口数は被保険者１名につき５口を限度とし、任意の口数で加入することができます。
（会員と家族が別々の口数で加入することもできます。）

3　保険加入及び更新停止の取扱い

保険加入及び更新停止の取扱いは、次のとおりとします。

(1)　新規加入

新たに保険に加入しようとする者は、パンフレットに掲載の「団体総合生活保険お手続きサイト」にアクセスのうえ、ご加入手続きをお願いいたします。

(2)　更新加入

更新時に前年度と同一内容（加入者、加入口数に変更がない場合）で更新する場合は、自動更新とし、特段のご加入手続きは不要です。

(3)　変更加入

更新時に加入者又は加入口数の一部を変更する場合は、パンフレットに掲載の「団体総合生活保険お手続きサイト」にアクセスのうえ、変更のお手続きをお願いいたします。

(4)　更新停止

期間満了により本保険から会員及び会員の家族が同時に全員更新停止する場合は、パンフレットに掲載の「団体総合生活保険お手続きサイト」にアクセスのうえ、更新停止のお手続きをお願いいたします。

なお、このお手続きがなされない場合は更新加入となります。

4　保険金の支払い

保険金は、被保険者が急激、偶然、外来の傷害を被り、かつ次の各号に掲げる場合に所定の請求書の提出後請求完了日からその日を含めて30日以内に保険金受取人の指定する口座に振込む方法により支払われます。

なお、被保険者が第三者の加害行為により傷害を被り、相手方から損害賠償を受けた場合、又は公務災害補償を受けた場合であっても、本保険金は支払われます。

(1)　死亡保険金

事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

※ 1 事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。

(2)　後遺障害保険金

事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の 4%～100%をお支払いします。

※ お支払いする保険金は、1 事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

(3)　入院保険金

医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180 日以内に入院された場合に、入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の入院に対しては入院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1 事故について 180 日が限度となります。

※ 入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。

(4) **手術保険金**

治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術＊1または先進医療＊2に該当する所定の手術を受けられた場合に、保険金をお支払いします。

お支払額　入院中の手術：入院保険金日額の10倍、
入院中以外の手術: 入院保険金日額の5倍

ただし、1 事故について事故の日からその日を含めて 180 日以内の期間に受けた手術に限ります。また、1 事故に基づくケガについて、1 回の手術に限ります＊3。

＊1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

＊2「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。

＊3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。

(5) **通院保険金**

医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に通院（往診を含みます。）された場合に、通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。

また、支払対象となる「通院した日数」は、1 事故について 90 日が限度となります。

※ 入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。

※ 通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を

常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。

＊1　ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。

(6)　**特定感染症危険補償特約**

特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合、傷害補償基本特約のうちの後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします（なお、入院・通院保険金にはお支払限度日数があります。お支払内容の詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。）。

・発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合
・医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）の規定による就業制限を含みます。）された場合
・医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合

※　特定感染症とは・・・
「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症をいいます。

(7)　**熱中症危険補償特約**

急激かつ外来による日射または熱射によって身体に障害を被った場合、保険金をお支払いします。

5　事故通知

被保険者が**4**の傷害を被った場合、会員は事故発生の日時および事故の概要を直ちに下記フリーダイヤルに報告しなければなりません。

事故受付センター（東京海上日動安心110番） 0120-720-110（受付時間:24時間365日）

なお、この事故通知を怠った場合には、保険金を削減してお支払いする場合があるので注意してください。

6　保険金請求方法

保険金の請求は、**5　事故通知**（事故受付センター（東京海上日動安心110番）への電話報告）の後、幹事会社（東京海上日動火災保険株式会社）より郵送される書類を保険金受取人が幹事会社へ返送して、行うものとします。

なお、保険金受取人は、死亡保険金については、死亡した人の相続人とし、入院・通院・後遺障害保険金・手術保険金については、傷害を被った本人（ただし、未成年者の場合は親権者、又は後見人）とします。

7　保険金が支払われない主な場合

(1)　戦争、内乱、暴動等によって生じたケガ＊1

(2)　核燃料物質の有害な特性等によって生じたケガ

(3)　保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ

(4)　保険金の受取人の故意又は重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分）

(5)　保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ

(6)　無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ

(7)　麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等を使用した状態で自動車を運転している場合に生じたケガ

(8)　脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ

(9)　妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ

(10)　外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ

(11)　刑の執行によって生じたケガ

(12)　ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ

(13)　オートテスター、オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ

(14)　自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ

(15)　むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの

(16)　地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症

(17)　保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症

(18)　保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症（その方が受け取るべき金額部分）

(19)　保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症

(20)　傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症

(21)　保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症（更新契約の場合を除きます。）

等

＊1「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為によるケガは除きます。

Ⅱ　職員互助会団体総合生活保険
（個人賠償責任補償、携行品補償、ホールインワン・アルバトロス費用補償）取扱要領

1　保険期間

保険期間は、令和６年８月１日午後４時から令和７年８月１日午後４時までの１年間とし、次年度以降は、原則として自動更新とします。

2　保険金額及び保険料

タイプ	区分	保険金額	免責金額	保険料
Ａタイプ	個人賠償責任補償	国内　1億円 国外　1億円 （注1）	―	月額 320 円
	携行品補償	30万円 （注2）	1 事故につき（免責金額） 自己負担額 5,000 円	
Ｂタイプ	個人賠償責任補償	国内　1億円 国外　1億円 （注1）	―	月　額 660 円
	携行品補償	30万円 （注2）	1 事故につき（免責金額） 自己負担額 5,000 円	
	ホールインワン・アルバトロス費用補償	50万円	―	

（注1）1回の事故についての限度額　（注2）保険期間を通じての限度額

※ 加入口数は、加入申込資格者１口のみとします。

3　保険加入及び更新停止の取扱い

保険加入及び更新停止の取扱いは、次のとおりとします。

(1)　新規加入

新たに、各補償に加入しようとする者はパンフレットに掲載の「団体総合生活保険お手続きサイト」にアクセスのうえ、ご加入手続きをお願いいたします。

(2)　更新加入

更新時に前年度と同一タイプ(加入者に変更がない場合)で更新する場合は、自動更新とし、特段のご加入手続きは不要です。

(3)　変更加入

更新時に前年度既加入タイプを変更する場合は、パンフレットに掲載の「団体総合生活保険お手続きサイト」にアクセスのうえ、変更のお手続きをお願いいたします。

(4)　更新停止

期間満了により本保険から会員及びその家族が全員更新停止する場合は、パンフレットに掲載の「団体総合生活保険お手続きサイト」にアクセスのうえ、更新停止のお手続きをお願いいたします。

なお、このお手続きがなされない場合は更新加入となります。

4　保険金の支払い

(1)　個人賠償責任補償（A、Bタイプ共通）

国内外での以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合に、1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします（免責金額（自己負担額）はありません。）。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・緊急措置費用をお支払いできる場合があります。その他、示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用・訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。

①　日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合

②　保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合

③　電車等＊1を運行不能にさせた場合

④　国内で受託した財物（受託品）＊2を壊したり盗まれた場合

＊1　汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。

＊2　以下のものは受託品には含まれません。
自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、スマートフォン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物　等

お支払いの対象となる例

（ア）自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた（原動機付き自転車は対象外）

（イ）飼い犬が他人を噛んでケガをさせた

（ウ） 風呂の水を止め忘れ水漏れを起こし階下の人に損害を与えた
（エ） ゴルフ中、誤って他人にケガをさせた

※ 個人賠償責任補償特約には「賠償事故解決に関する特約」が自動セットされ、 国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

※ 東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合、相手方へ損害賠償請求を行う場合等には、東京海上日動は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。

※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※ 保険の対象となる方またはそのご家族が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。

(2) 携行品補償（A, Bタイプ共通）

国内外での、保険の対象となる方が所有する、一時的に持ち出された家財や携行中の家財の損害を補償します。損害額（修理費）から免責金額（自己負担額:1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・盗難引取費用をお支払いできる場合があります。

※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※ 保険の対象となる方またはそのご家族が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。

お支払いの対象となる例

（ア） ゴルフ中、自分のクラブを折ってしまった
（イ） テニス中、自分のラケットを折ってしまった
（ウ） 旅行中、誤ってカメラをおとして壊してしまった
（エ） 外出中、ハンドバッグをひったくられた

保険の対象の範囲

日本国内または国外において、被保険者によって住宅から一時的に持ち出された、または住宅外において携行中もしくは住宅外で取得し、住宅に持ち帰るまでの間の被保険者所有の家財をいいます。

※ この項でいう「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地は含みません。その住宅が長屋または共同住宅の場合は、その占有部分および専用使用権のある部分に限ります。

ただし、下記に規定する物を含みません。

① 車両*1、船舶、航空機、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品

② ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品

③ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物

④ 預貯金証書、手形その他の有価証券*2、印紙、切手、プリペイドカード、電子マネー、商品券その他これらに類するもの

⑤ クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物

⑥ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

⑦ 商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等

⑧ 業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物

⑨ 動物、植物等の生物

⑩ 法令により被保険者の所有または所持が禁止されている物

⑪ データ、ソフトウエアまたはプログラム等の無体物

⑫ その他下欄記載の物

携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、ハンディターミナル、POS端末、音声翻訳機、電子辞書、電子式卓上計算機、電子手帳、ボイスレコーダー、モバイルプリンターおよびこれらの付属品

*1 自動車、原動機付自転車*3、軽車両*4、トロリーバスおよび鉄道車両をいいます。

*2 小切手を含みません。

*3 125cc以下の総排気量を有する原動機を用い、かつ、レールまたは架線によらないで運転する車であって、自転車、身体障害者用の車いす、歩行補助車等以外の物をいいます。

*4 自転車および荷車その他、人もしくは動物の力により、または他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車*5 であって、小児用自転車以外の小児用の車、歩行補助車等および身体障害者用の車いすを除きます。

*5 レールによらないで運転する車には、そりおよび牛馬を含みます。

(3)　ホールインワン・アルバトロス費用補償

日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてパー35以上の9ホールを正規にラウンドし、1名以上の他の競技者を同伴したゴルフのプレー中に、同伴競技者および同伴競技者以外の第三者＊1の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス（公式競技の場合は、同伴競技者または同伴競技者以外の第三者＊1のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス）、もしくは記録媒体に記録された映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、達成のお祝いとして実際にかかった費用等＊2（①ー⑤）を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。

※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいていても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。
既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。

※ 保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者*1およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのもののご提出が必要となります。

＊1　同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。

＊2　①慣習として負担する贈呈用記念品購入費用。ただし次の購入費用を含みません。
（ア.貨幣または紙幣　イ.有価証券　ウ.商品券等の物品切手　エ.プリペイドカード（被保険者がホールインワンまたはアルバトロス達成を記念して特に作成したプリペイドカードの購入費用はお支払いの対象となります）
②祝賀会費用
③ゴルフ場に対する記念植樹費用
④同伴キャディに対する祝儀
⑤その他慣習として支出することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用。ただし、保険金額の10％を限度とします。

5　事故通知

被保険者が 4 の事故が発生したことを知った場合は、会員は事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに下記フリーダイヤルに報告しなければなりません。

事故受付センター（東京海上日動安心110番） 0120-720-110（受付時間:24時間365日）

なお、事故報告を怠った場合には、保険金を削減してお支払いする場合があるので注意してください。

6　保険金請求方法

保険金の請求は、**5　事故通知**（事故受付センター（東京海上日動安心110番）への電話報告）の後、幹事会社（東京海上日動火災保険株式会社）より郵送される書類を保険金受取人が幹事会社へ返送して、行うものとします。

7　保険金が支払われない主な場合

(1)　個人賠償責任補償

(ア)　ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害

(イ)　戦争、内乱、暴動等によって生じた損害（「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為による損害は除きます。）

(ウ)　地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害

(エ)　核燃料物質の有害な特性等によって生じた損害

(オ)　職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任*1）によって保険の対象となる方が被る損害

(カ)　保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

(キ)　第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

(ク)　借りた財物*2を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

(ケ)　心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

(コ)　車両（自転車やゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きます。）、航空機、船舶、または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

(サ)　以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること
■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い
■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損

■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
■受託品の電気的事故または機械的事故
■受託品の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含む）
■詐欺または横領
■風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入
■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊　等

＊1　保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*3中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。

＊2　受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。

＊3　ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

(2)　携行品補償

■ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害
■地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害
■無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害
■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
■保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害
■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害
■保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害
■保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
■電気的または機械的事故に起因する損害
■保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害
■詐欺または横領に起因する損害
■風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害
■保険の対象となる方の居住する住宅内（敷地を含みません。）で生じた事故による損害　等

＊1　置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

(3)　ホールインワン・アルバトロス費用補償

■保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
■保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
■ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス
■パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ　等

Ⅲ　職員互助会団体総合生活保険(医療補償)取扱要領

1　保険期間

保険期間は、令和６年８月１日午後４時から令和７年８月１日午後４時までの１年間とし、次年度以降は、原則として自動更新とします。

2　保険金額及び保険料

<table>
<tr><td></td><td colspan="4">基本タイプ</td><td colspan="4">充実タイプ</td></tr>
<tr><td>タ イ プ</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td>E</td><td>F</td><td>G</td><td>H</td></tr>
<tr><td>疾病入院保険金日額</td><td>3,000 円</td><td>5,000 円</td><td>8,000 円</td><td>10,000 円</td><td>3,000 円</td><td>5,000 円</td><td>8,000 円</td><td>10,000 円</td></tr>
<tr><td>傷害入院保険金日額</td><td>3,000 円</td><td>5,000 円</td><td>8,000 円</td><td>10,000 円</td><td>3,000 円</td><td>5,000 円</td><td>8,000 円</td><td>10,000 円</td></tr>
<tr><td>退院後通院保険金日額</td><td colspan="4">×</td><td>3,000 円</td><td colspan="3">5,000 円</td></tr>
<tr><td>疾病手術保険金額
傷害手術保険金額
（重大手術の支払
倍率変更に関する特約）</td><td colspan="8">重大手術 （傷害・疾病）入院保険金日額の 40 倍
上記以外の手術 入院中 （傷害・疾病）入院保険金日額の 10 倍
上記以外の手術 入院中以外 （傷害・疾病）入院保険金日額の 5 倍
傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術があります。</td></tr>
<tr><td>放射線治療保険金</td><td colspan="8">（疾病）入院保険金日額の 10 倍</td></tr>
<tr><td>総合先進医療特約</td><td colspan="8">総合先進医療基本保険金額 600万円
総合先進医療一時金額 10万円</td></tr>
<tr><td>保険期間初日時点の満年齢</td><td colspan="8">月額保険料</td></tr>
<tr><td>5～9 歳</td><td>330 円</td><td>490 円</td><td>740 円</td><td>910 円</td><td>400 円</td><td>600 円</td><td>850 円</td><td>1, 020 円</td></tr>
<tr><td>10～14 歳</td><td>310 円</td><td>470 円</td><td>700 円</td><td>860 円</td><td>380 円</td><td>580 円</td><td>810 円</td><td>970 円</td></tr>
<tr><td>15～19 歳</td><td>330 円</td><td>500 円</td><td>750 円</td><td>930 円</td><td>400 円</td><td>610 円</td><td>860 円</td><td>1, 040 円</td></tr>
<tr><td>20～24 歳</td><td>410 円</td><td>630 円</td><td>960 円</td><td>1, 190 円</td><td>490 円</td><td>770 円</td><td>1, 100 円</td><td>1, 330 円</td></tr>
<tr><td>25～29 歳</td><td>430 円</td><td>670 円</td><td>1, 020 円</td><td>1, 270 円</td><td>520 円</td><td>830 円</td><td>1, 180 円</td><td>1, 430 円</td></tr>
</table>

	基本タイプ				充実タイプ			
タ イ プ	A	B	C	D	E	F	G	H
30～34 歳	450 円	690 円	1, 060 円	1, 310 円	550 円	860 円	1, 230 円	1, 480 円
35～39 歳	470 円	720 円	1, 110 円	1, 370 円	580 円	910 円	1, 300 円	1, 560 円
40～44 歳	500 円	770 円	1, 190 円	1, 480 円	620 円	980 円	1, 400 円	1, 690 円
45～49 歳	600 円	950 円	1, 480 円	1, 830 円	750 円	1, 210 円	1, 740 円	2, 090 円
50～54 歳	740 円	1, 180 円	1, 840 円	2, 290 円	940 円	1, 520 円	2, 180 円	2, 630 円
55～59 歳	980 円	1, 570 円	2, 470 円	3, 070 円	1, 280 円	2, 070 円	2, 970 円	3, 570 円
60～64 歳	1, 340 円	2, 180 円	3, 440 円	4, 290 円	1, 770 円	2, 910 円	4, 170 円	5, 020 円
65～69 歳	1, 760 円	2, 880 円	4, 560 円	5, 700 円	2, 410 円	3, 960 円	5, 640 円	6, 780 円
70～74 歳	2, 350 円	3, 860 円	6, 130 円	7, 660 円	3, 470 円	5, 730 円	8, 000 円	9, 530 円
75～79 歳	2, 890 円	4, 770 円	7, 580 円	9, 470 円	4, 380 円	7, 250 円	10, 060 円	11, 950 円
80～84 歳	3, 440 円	5, 680 円	9, 040 円	11, 290 円	5, 000 円	8, 290 円	11, 650 円	13, 900 円
85～89 歳	3, 400 円	5, 620 円	8, 950 円	11, 170 円	4, 960 円	8, 230 円	11, 560 円	13, 780 円

※ 加入口数は、被保険者 1 名につき 1 口を限度とします。
（会員と家族が別のタイプに加入することもできます。）

3　保険加入及び更新停止の取扱い

保険加入及び更新停止の取扱いは、次のとおりとします。

(1)　新規加入

新たに保険に加入しようとするものは、パンフレットに掲載の「団体総合生活保険お手続きサイト」にアクセスのうえ、ご加入手続きをお願いいたします。

(2)　更新加入

更新時に前年度と同一内容(加入者、加入口数に変更がない場合)で更新する場合は、自動更新とし、特段のご加入手続きは不要です。

(3)　変更加入

更新時に加入者の一部を変更する場合は、パンフレットに掲載の「団体総合生活保険お手続きサイト」にアクセスのうえ、変更のお手続きをお願いいたします。

(4)　更新停止

期間満了により本保険から会員及び会員の家族が同時に全員更新停止する場合はパンフレットに掲載の「団体総合生活保険お手続きサイト」にアクセスのうえ、更新停止のお手続きをお願いいたします。

なお、このお手続きがなされない場合は更新加入となります。

4　保険金の支払い

(1)　疾病入院保険金

病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始したとき1回の入院につき60日を限度に保険金（疾病入院保険金日額に入院した日数を乗じた額）をお支払いします。

※ 疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。

(2)　疾病手術保険金

病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術＊1 を受けられた場合に、疾病入院保険金日額の一定倍率（重大手術保険金 ※：40倍、重大手術以外の入院中の手術：10倍、前記以外の入院を伴わない手術：5倍）をお支払いします。

＊1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。

＊2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます。

① がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術

② 脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術

③ 心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術

④ 日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓の全体または一部の移植手術

(3)　放射線治療保険金

病気やケガの治療のため保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診

療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療＊3を受けられた場合に、疾病入院保険金日額の10倍をお支払いします。

＊3　血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。

(4)　傷害入院保険金

ケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始したとき、1回の入院について60日を限度に保険金（傷害入院保険金日額に入院した日数を乗じた額）をお支払いします。

※　傷害入院保険金が支払われる入院中、さらに別のケガをされても傷害入院保険金は重複してはお支払いできません。

(5)　傷害手術保険金

ケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術＊4を受けられた場合に、傷害入院保険金日額の一定倍率（重大手術保険金※：40倍、重大手術以外の入院中の手術：10倍、前記以外の入院を伴わない手術：5倍）をお支払いします。

＊4　P.21 ＊1参照

※　「重大手術」についてはP.21(2)と同じ

(6)　退院後通院保険金（E，F，G，Hタイプ）

保険期間中に疾病入院保険金または傷害入院保険金が支払われる入院をし、退院した後、その病気やケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、次のような通院をされたときに、退院後通院保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院後の通院について、90日を限度とします。

①入院の原因となった病気やケガの治療のための通院（往診を含みます。）であること

②退院日の翌日からその日を含めて180日以内に行われた通院であること

※　疾病入院保険金または傷害入院保険金と重複してはお支払いできません。
また、2つ以上の病気やケガのために1回の通院をした場合は、1回の通院とみなし、保険金は重複してはお支払いできません。

(7) 総合先進医療基本保険金

病気やケガによって保険期間中に先進医療＊1を受けられた場合（被保険者が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。）先進医療にかかわる技術料＊2について保険金をお支払いします。

ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。

＊1「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養＊3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養＊3は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。

＊2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。

ⅰ. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む）
ⅱ. 先進医療以外の評価療養のための費用
ⅲ. 選定療養のための費用
ⅳ. 食事療養のための費用
ⅴ. 生活療養のための費用

＊3 次のいずれかに該当するものをいいます。

ⅰ. 診察
ⅱ. 薬剤または治療材料の支給
ⅲ. 処置、手術その他の治療

(8) 総合先進医療一時金

病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けられた場合10万円をお支払いします。

ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、この特約の保険期間を通じて、1回に限ります。

【「総合先進医療特約」における粒子線治療*4費用のお支払いについて】

「総合先進医療特約」のお支払対象となる粒子線治療*4について、一定の条件*5を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療*4にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。

事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに《お問い合わせ先》までご連絡ください(医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。)。

*4「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。

*5「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。

・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。
・粒子線治療*4開始前に保険金のお支払対象であることが確認できること。

※変更・中止となる場合があります。

5　事故通知

被保険者が 4 の傷害・疾病を被った場合、保険金支払事由が発生したその日を含めて 30 日以内に会員は下記フリーダイヤルに保険金支払事由の内容等の詳細を報告しなければなりません。

事故受付センター（東京海上日動安心110番） 0120-720-110（受付時間:24時間365日）

なお、事故報告を怠った場合には、保険金を削減してお支払いする場合があるので注意してください。

6　保険金請求方法

保険金の請求は、**5　事故通知**（事故受付センター（東京海上日動安心110番）への電話報告）の後、幹事会社（東京海上日動火災保険株式会社）より郵送される書類を保険金受取人が幹事会社へ返送して、行うものとします。

7　保険金が支払われない主な場合

(1)　戦争、内乱、暴動等によって生じた病気やケガ＊1
(2)　地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ＊1
(3)　核燃料物質の有害な特性等によって生じた病気やケガ＊1
(4)　保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ
(5)　保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ（その方が受け取るべき金額部分）
(6)　保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ
(7)　無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ
(8)　刑の執行によって生じた病気やケガ
(9)　精神障害を原因とする事故によって被ったケガ
(10)　麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ
(11)　アルコール依存および薬物依存
(12)　むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
(13)　この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ＊2＊3　　等

＊1　該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。

＊2　初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から 1 年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払いの対象とします。

＊3　病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。

Ⅳ　職員互助会団体総合生活保険(がん補償)取扱要領

1　保険期間

保険期間は、令和６年８月１日午後４時から令和７年８月１日午後４時までの１年間とし、次年度以降は、原則として自動更新とします。

2　保険金額及び保険料

	日額払型				一時金型	
	いずれか1つのタイプにご加入いただけます				組み合わせてご加入いただけます	
タイプ	Aタイプ	A1タイプ	A2タイプ	A3タイプ	Bタイプ	Cタイプ
抗がん剤治療特約	×	×	5 万円	5 万円	×	
がん通院保険金の補償拡大特約	×	○	×	○	×	
がん診断保険金	×				100万円	200万円
入院保険金日額	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	×	
手術保険金額（手術の種類により）	10･20･40 万円	10･20･40 万円	10･20･40 万円	10･20･40 万円	×	
通院保険金日額	5,000 円	5,000 円	5,000 円	5,000 円	×	
保険期間初日時点の満年齢	月額保険料				月額保険料	
5 ～ 9 歳	20 円	20 円	40 円	40 円	100 円	210 円
10 ～ 14 歳	20 円	20 円	40 円	40 円	160 円	310 円
15 ～ 19 歳	20 円	20 円	60 円	60 円	120 円	230 円
20 ～ 24 歳	50 円	60 円	110 円	120 円	60 円	120 円
25 ～ 29 歳	80 円	100 円	160 円	180 円	120 円	250 円
30 ～ 34 歳	190 円	240 円	310 円	360 円	210 円	420 円
35 ～ 39 歳	280 円	390 円	520 円	630 円	300 円	590 円
40 ～ 44 歳	410 円	600 円	810 円	1,000 円	440 円	870 円
45 ～ 49 歳	610 円	900 円	1,180 円	1,470 円	610 円	1,220 円
50 ～ 54 歳	750 円	1,130 円	1,550 円	1,930 円	990 円	1,980 円
55 ～ 59 歳	1,140 円	1,640 円	2,250 円	2,750 円	1,550 円	3,100 円
60 ～ 64 歳	1,810 円	2,540 円	3,370 円	4,100 円	2,260 円	4,510 円
65 ～ 69 歳	2,620 円	3,440 円	4,650 円	5,470 円	3,010 円	6,010 円
70 ～ 74 歳	3,390 円	4,340 円	5,990 円	6,940 円	3,740 円	7,470 円
75 ～ 79 歳	4,010 円	4,850 円	6,950 円	7,790 円	4,510 円	9,020 円
80 ～ 84 歳	4,580 円	5,330 円	7,510 円	8,260 円	5,300 円	10,590 円
85 ～ 89 歳	5,000 円	5,600 円	7,480 円	8,080 円	6,050 円	12,110 円

※加入口数は、被保険者1名につきA～A3タイプ、Bタイプ、Cタイプごとに1口を限度とします。（会員と家族が別のタイプに加入することもできます。）

3　保険加入及び更新停止の取扱い

保険加入及び更新停止の取扱いは、次のとおりとします。

(1)　新規加入

新たに保険に加入しようとするものは、パンフレットに掲載の「団体総合生活保険お手続きサイト」にアクセスのうえ、ご加入手続きをお願いいたします。

(2)　更新加入

更新時に前年度と同一内容(加入者、加入口数に変更がない場合)で更新する場合は、自動更新とし、特段のご加入手続きは不要です。

(3)　変更加入

更新時に加入者の一部を変更する場合は、パンフレットに掲載の「団体総合生活保険お手続きサイト」にアクセスのうえ、変更のお手続きをお願いいたします。

(4)　更新停止

期間満了により本保険から会員及び会員の家族が同時に全員更新停止する場合は、パンフレットに掲載の「団体総合生活保険お手続きサイト」にアクセスのうえ、更新停止のお手続きをお願いいたします。

なお、このお手続きがなされない場合は更新加入となります。

4　保険金の支払い

補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD－10（2013 年版）準拠」および「国際疾病分類－腫瘍学（NCC監修）第3版（2012 年改正版）」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、 血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。
なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類－腫瘍学」において、 新たな分類が施行された場合で、 新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

(1)　がん診断保険金

保険期間中に以下のいずれかのがんの診断確定がされた場合に、がん診断保険金額をお支払いします。

a. 初めてがんと診断確定された場合

b. この保険契約が継続契約の場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん（原発がん）を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき

c. 原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合

ただし、がん診断保険金のお支払いは保険期間を通じて1回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。

(2)　がん入院保険金

がんと診断確定され、その診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院（日帰り入院を含みます。）を開始した場合に、がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払いします。

※ がん入院保険金が支払われる期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。

(3)　がん手術保険金

がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に所定の手術＊1を受けられた場合に、手術の種類に応じてがん入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の額をお支払いします。ただし、時期を同じくして＊2 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。

＊1 手術の種類によっては、回数の制限があったり、お支払いの対象とならない場合があります。

＊2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

(4)　がん通院保険金

がんと診断確定され、保険期間中にがん入院保険金の支払対象となる入院を開始し、20日以上継続して入院した後、以下の条件のすべてを満たす通院（往診を含みます。）をされた場合に、がん通院保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の継続入院の原因となったがんの治療のための通院について45日を限度とします。

a. 診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること

b. 20 日以上の継続入院の原因となったがんの治療のための通院であること

c. 20 日以上の継続入院の開始日の前日からその日を含めて遡及して 60 日以内（入院前通院期間）または退院日の翌日からその日を含めて 180 日以内（退院後通院期間）に行われた通院であること

※ がん入院保険金と重複してはお支払いできません。また、退院後通院期間中に新たに20日以上の継続入院をされ、入院前通院期間と退院後通院期間に重複する期間があったとしても、保険金は重複してはお支払いできません。

（5） 抗がん剤治療保険金

保険期間中に以下の条件の全てを満たす入院または通院による抗がん剤治療を開始した場合に、抗がん剤治療をした日の属する各月について抗がん剤治療を開始した時点の抗がん剤治療保険金額をお支払いします。

・診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、その治療のための入院または通院であること ・公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤*1にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院であること

ただし、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は60か月とします。

※ 抗がん剤治療をされた月の翌月1日から、抗がん剤治療をすることなくその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再び抗がん剤治療をされた場合は、新たに抗がん剤治療を開始したものとして取り扱います。

※ 抗がん剤治療保険金が支払われる月に、さらに別の抗がん剤治療をされても、抗がん剤治療保険金は重複してはお支払いできません。

*1 診断確定されたがんの治療のため投薬または処方された所定の医薬品＊2で、その時点において厚生労働大臣の承認を得ているものをいいます。

*2 医薬品の種類によっては、お支払対象とならない場合があります。

（6） がん通院保険金の補償拡大特約

がん通院保険金の支払い要件を下記の通り読み替え、補償を拡大します。

・がん通院保険金の支払要件である入院日数について、「20日以上の継続入院」から「1日以上（日帰り入院を含みます。）」に読み替えます。

・がん通院保険金のお支払対象となる期間について、「入院前60日、退院後180日」から「入院前60日、退院後365日」に読み替えます。

・がん通院保険金の支払限度日数を「45日」から「425日」に読み替えます。

・三大治療通院＊1に該当する場合は、入院要件無しかつ支払限度日数を「無制限」とします。

*1 手術、放射線治療、抗がん剤＊2治療のいずれかに該当する通院をいいます。

*2　診断確定されたがんの治療のため投薬または処方された所定の医薬品*3で、その時点において厚生労働大臣の承認を得ているものをいいます。

*3　医薬品の種類によっては、お支払対象とならない場合があります。

5　事故通知

被保険者が4の疾病を被った場合、会員は保険金支払事由が発生した日からその日を含めて 30 日以内に下記フリーダイヤルに保険金支払事由の内容等の詳細を報告しなければなりません。

事故受付センター（東京海上日動安心110番） 0120-720-110（受付時間:24時間365日）

なお、事故報告を怠った場合には、保険金を削減してお支払いする場合があるので注意してください。

6　保険金請求方法

保険金の請求は、**5　事故通知**（事故受付センター（東京海上日動安心110番）への電話報告）の後、幹事会社（東京海上日動火災保険株式会社）より郵送される書類を保険金受取人が幹事会社へ返送して、行うものとします。

Ⅴ　職員互助会団体総合生活保険（介護補償）取扱要領

1　保険期間

保険期間は、令和６年８月１日午後４時から令和７年８月１日午後４時までの１年間とし、次年度以降は、原則として自動更新とします。

2　保険金額及び保険料

タイプ	Aタイプ
介護補償保険金額	300 万円
保険期間初日時点の満年齢	月額保険料
5～9 歳	10 円
10～14 歳	10 円
15～19 歳	10 円
20～24 歳	10 円
25～29 歳	20 円
30～34 歳	40 円
35～39 歳	80 円
40～44 歳	160 円
45～49 歳	190 円
50～54 歳	260 円
55～59 歳	370 円
60～64 歳	800 円
65～69 歳	1,650 円
70～74 歳	3,630 円
75～79 歳	8,340 円
80～84 歳	15,770 円
更新加入のみ 85～89 歳	37,450 円

※加入口数は、被保険者1名につき1口を限度とします。

3　保険加入及び更新停止の取扱い

保険加入及び更新停止の取扱いは、次のとおりとします。

(1)　新規加入

新たに保険に加入しようとするものは、パンフレットに掲載の「団体総合生活保険お手続きサイト」にアクセスのうえ、ご加入手続きをお願いいたします。

(2)　更新加入

更新時に前年度と同一内容(加入者、加入口数に変更がない場合)で更新する場合は、自動更新とし、特段のご加入手続きは不要です。

(3)　変更加入

更新時に加入者の一部を変更する場合は、パンフレットに掲載の「団体総合生活保険お手続きサイト」にアクセスのうえ、変更のお手続きをお願いいたします。

(4)　更新停止

期間満了により本保険から会員及び会員の家族が同時に全員更新停止する場合は、パンフレットに掲載の「団体総合生活保険お手続きサイト」にアクセスのうえ、更新停止のお手続きをお願いいたします。

なお、このお手続きがなされない場合は更新加入となります。

4　保険金の支払い

保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となった場合または以下の①および②のいずれにも該当する状態であることを医師等に診断され、その状態が、診断された日から90日を超えて継続した場合

①下表の左欄に記載するいずれかの行為の際に、右欄に記載する状態であること。

歩　行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。
寝返り	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。

入浴その他の複雑な動作等	次のｱ.またはｲ.のいずれかに該当する状態 ｱ. 車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態（次の(ｱ)および(ｲ)のいずれにも該当する状態をいいます。） (ｱ) 他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 (ｲ) 自分では入浴時の洗身（浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません）を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 ｲ. 介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身（スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと）ができない。
排せつ等日常生活上の一部の行為	次のｱ.からｳ.のいずれにも該当する状態 ｱ. 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末（身体のよごれた部分を拭く行為またはトイレ内でよごれた部分を拭く行為）をすることができない。（自分で排尿および排せつ後の身体のよごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。） ｲ. 歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ｳ. 洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。

②以下のいずれかの状態であるため他人の介護が必要な状態であること。

・衣類の着脱の際に、(1)ボタンのかけはずし、(2)上衣の着脱、(3)ズボンまたはパンツ等の着脱、(4)靴下の着脱について、次のｱ.またはｲ.のいずれかに該当する状態であること。

ｱ. 2つ以上の行為についてできない状態

ｲ. できない行為または見守りを必要とする行為が合わせて3つ以上ある状態

・認知症により下表に記載する問題行為が2項目以上見られること。ただし、(1)から(21)までの項目については、少なくとも1ヶ月間に1回以上の頻度で現れる状態をいいます。

（１）ひどい物忘れがある。

（２）まわりのことに関心を示さないことがある。

（３）物を盗られた等と被害的になることがある。

（４）作話をし周囲に言いふらすことがある。

（５）実際にないものが見えたり、聞こえることがある。

（６）泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。

（７）夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。

(８) 暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。
(９) 口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。
(10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。
(11) 介護者の助言や介護に抵抗することがある。
(12) 目的もなく動き回ることがある。
(13) 自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と言い落ち着きが無いことがある。
(14) 外出すると病院、施設、家等に1人で戻れなくなることがある。
(15) 1人で外に出たがり目を離せないことがある。
(16) いろいろなものを集めたり、無断でもってくることがある。
(17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。
(18) 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
(19) 排せつ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。
(20) 食べられないものを口に入れることがある。
(21) 周囲が迷惑している性的行動がある。
(22) 自力で内服薬を服用できない。
(23) 金銭の管理ができない。
(24) 自分の生年月日および年令のいずれも答えることができない。
(25) 現在の季節を理解できない。
(26) 今いる場所の認識ができない。

介護補償保険金額の全額をお支払いします。
ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。

5　事故通知

被保険者が**4**の要介護状態となった場合、会員は保険金支払事由が発生した日からその日を含めて遅滞なく下記フリーダイヤルに保険金支払事由の内容等の詳細を報告しなければなりません。

事故受付センター（東京海上日動安心110番） 0120-720-110（受付時間:24時間365日）

なお、事故報告を怠った場合には、保険金を削減してお支払いする場合があるので注意してください。

6　保険金請求方法

保険金の請求は、**5　事故通知**（事故受付センター（東京海上日動安心110番）への電話報告）の後、幹事会社（東京海上日動火災保険株式会社）より郵送される書類を保険金受取人が幹事会社へ返送して、行うものとします。

7　保険金が支払われない主な場合

・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた要介護状態*1
・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた要介護状態
・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた要介護状態（その方が受け取るべき金額部分）
・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態
・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている間の事故により生じた要介護状態
・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態
・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態
・先天性疾患によって生じた要介護状態
・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態
・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3

等

*1　該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。

*2　初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払いの対象となります。

*3　要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。

〔別表1〕

親 族 の 範 囲

（6親等以内の血族、3親等以内の姻族とする。）

〔別表２〕

後遺障害等級表

１．介護を要する後遺障害

等　級	介護を要する後遺障害
第１級	(1) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
第２級	(1) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

２．１．以外の後遺障害

等　級	後　遺　障　害
第１級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀(そ)しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (4) 両上肢の用を全廃したもの (5) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両下肢の用を全廃したもの
第２級	(1) １眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 両上肢を手関節以上で失ったもの (4) 両下肢を足関節以上で失ったもの
第３級	(1) １眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀(そ)しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）
第４級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀(そ)しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) １上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) １下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第５級	(1) １眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) １上肢を手関節以上で失ったもの (5) １下肢を足関節以上で失ったもの (6) １上肢の用を全廃したもの (7) １下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）
第６級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀(そ)しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) １耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) １上肢の３大関節中の２関節の用を廃したもの (7) １下肢の３大関節中の２関節の用を廃したもの (8) １手の５の手指またはおや指を含み４の手指を失ったもの

〔別表２〕

第７級	(1) １眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) １耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) １手のおや指を含み３の手指を失ったものまたはおや指以外の４の手指を失ったもの (7) １手の５の手指またはおや指を含み４の手指の用を廃したもの (8) １足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) １上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) １下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第１の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第１の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの
第８級	(1) １眼が失明し、または１眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) １手のおや指を含み２の手指を失ったものまたはおや指以外の３の手指を失ったもの (4) １手のおや指を含み３の手指の用を廃したものまたはおや指以外の４の手指の用を廃したもの (5) １下肢を５センチメートル以上短縮したもの (6) １上肢の３大関節中の１関節の用を廃したもの (7) １下肢の３大関節中の１関節の用を廃したもの (8) １上肢に偽関節を残すもの (9) １下肢に偽関節を残すもの (10) １足の足指の全部を失ったもの
第９級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) １眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) １耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) １耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) １手のおや指またはおや指以外の２の手指を失ったもの (13) １手のおや指を含み２の手指の用を廃したものまたはおや指以外の３の手指の用を廃したもの (14) １足の第１の足指を含み２以上の足指を失ったもの (15) １足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの
第10級	(1) １眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面を見た場合に複視の症状を残すもの (3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) １耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) １手のおや指またはおや指以外の２の手指の用を廃したもの (8) １下肢を３センチメートル以上短縮したもの (9) １足の第１の足指または他の４の足指を失ったもの (10) １上肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を残すもの (11) １下肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を残すもの

〔別表２〕

第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) １眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が１メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) １耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) １手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの (9) １足の第１の足指を含み２以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
第12級	(1) １眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) １眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) ７歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) １耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) １上肢の３大関節中の１関節の機能に障害を残すもの (7) １下肢の３大関節中の１関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) １手のこ指を失ったもの (10) １手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの (11) １足の第２の足指を失ったもの、第２の足指を含み２の足指を失ったものまたは第３の足指以下の３の足指を失ったもの (12) １足の第１の足指または他の４の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの
第13級	(1) １眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの (3) １眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) ５歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) １手のこ指の用を廃したもの (7) １手のおや指の指骨の一部を失ったもの (8) １下肢を１センチメートル以上短縮したもの (9) １足の第３の足指以下の１または２の足指を失ったもの (10) １足の第２の足指の用を廃したもの、第２の足指を含み２の足指の用を廃したものまたは第３の足指以下の３の足指の用を廃したもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの
第14級	(1) １眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (2) ３歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) １耳の聴力が１メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) １手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) １手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) １足の第３の足指以下の１または２の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの

注１．各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とします。

注２．関節などの説明図

〔様式１号〕

互助会団体総合生活保険脱退届（中途脱退）

（理由）

下記　家族加入者は　令和　　年　　月　　日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿により脱退します。

なお、所属の事務担当者にはこの旨連絡ずみです。

記

家族加入者　氏名

令和　　年　　月　　日

一般財団法人　兵庫県職員互助会　理事長　様

所属コード　（　　）

所　属　名

職員コード　（　　）

加入会員名（フリガナ）

〔様式２号〕

記入日：令和　　年　　月　　日

一般財団法人兵庫県職員互助会理事長様

「団体総合生活保険(傷害補償、個人賠償責任補償、携行品補償、ホールインワン・アルバトロス費用補償、医療補償、がん補償、介護補償)」
退　職　時　連　絡　票

(!) ご退職日の10日前までに必ず兵庫県職員互助会福利厚生課へご提出ください。

1. 保険期間満了である令和７年８月１日までの残月分保険料請求書を送付いたしますので、送付先をご記入ください。

所属コード	
所　属　名	
職員コード	
氏　　名	
自宅住所	〒
連絡先	自宅電話：
	携帯電話：
退　職　日	令和　　年　　月　　日

※　原則として、保険期間満了まではご加入いただく制度となりますが、特別な事情により退職と同時に脱退をご希望の場合は（有）兵庫県職員互助サービス（078-332-1212）までご連絡ください。脱退に必要な手続書類一式を送付させていただきますので、期日までに必ずご返送ください。なお、ご返送がなかった場合は保険期間満了までの保険料をお支払いいただき令和７年８月１日までご加入いただくこととなります。

2．退職者制度への移行について、下記のいずれかをご選択ください。

☛ □ 互助会退職特別会員に入会し、「退職者団体総合生活保険制度」への移行を希望する。

☛ □ 保険期間満了である令和７年８月１日で終了する。

退職者制度の保険始期は毎年４月１日となるため
移行初年度は８月１日から４月１日までの８ヶ月間、
次年度より４月１日から１年間の加入となります。

◎互助会退職特別会員※限定の保険制度です。
会員入会が確認できない場合は保険申込の受付はできませんのでご留意ください。

※互助会退職特別会員
互助会会員期間が10年以上あり、50歳以上で、入会手続きをされた方

⇩

提出書類
① **加入依頼書**

６月下旬、上記書類を(有)兵庫県職員互助サービスから送付します。
引落口座はWEBで登録となります。
ご契約確定後、口座登録書類を送付します。

〔様式３号〕

改　　姓　　届

東京海上日動火災保険株式会社　御中

下記のとおり改姓いたしましたので、手続き方よろしくお願いいたします。

・新　姓 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

・旧　姓 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（改姓理由）

所属コード＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所　属　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職員コード＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

退 職 特 別 会 員
「団体総合生活保険」制度

❶加入資格及び加入年齢

	傷害補償・個人賠償責任補償・携行品補償 ホールインワン・アルバトロス補償	医療補償・がん補償	介護補償	
			新規加入	更新
加入申込者 （退職特別会員）	89歳まで	89歳まで	84歳まで	89歳まで
被保険者 （会員本人及びご家族※）	年齢制限なし	89歳まで	84歳まで	89歳まで

※ご家族とは、会員の配偶者・子供・両親・兄弟姉妹・会員と同居の親族をいいます。

❷保険期間

令和7年4月1日午後4時から令和8年4月1日午後4時まで

❸申込方法

加入に関する必要書類（「加入依頼書」を送付いたしますので、必要事項を記入の上、職員互助サービスまでご提出ください。

❹保険料のお支払方法

保険始期の翌々月の27日に、お申し込み時にご指定いただいた口座より振替となります。
加入依頼書をご提出いただいた後、口座登録のご案内書類を送付します。

❺事故通知と保険金請求

◎下記のフリーダイヤルへ直接ご連絡ください。

事故受付センター（東京海上日動安心110番）TEL0120−720−110（受付時間：24時間365日）

❻その他

期間中途での加入について

期間中途でのご加入はできますので、その際は職員互助サービスまでご連絡ください。

期間中途での脱退について

期間中の脱退はできません。ただし、ご家族の中で死亡等の理由により被保険者に変更があった場合は、職員互助サービスまでご連絡ください。

お問合せ先　取扱代理店

（有）兵庫県職員互助サービス
〒６５０－００１１
神戸市中央区下山手通4丁目15−3
兵庫県農業共済会館1階
Tel.０７８－３３２－１２１２
Fax.０７８－３３２－３３３９

お問い合わせ先 取扱代理店

㈲兵庫県職員互助サービス

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目15-3
兵庫県農業共済会館1階

Tel.078−332−1212
Fax.078−332−3339

ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、取扱代理店までご連絡ください。

募集文書番号：24TX-000788、2024年5月作成